

# 令和6年度

## 償却資産申告の手引き【藤岡市】

市税の申告につきましては、平素より多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況を資産の所在する市町村に1月31日までに申告していただくことになっています（地方税法第383条）。

申告の際にはこの手引きをご一読いただき、期限までに必ず申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

また、藤岡市ホームページにも償却資産に関するページがありますので、併せてご覧ください。

《申告の方法》		提出書類	申告概要の説明
昨年度に引き続き申告される方	資産に増減のある場合	申告書と増加・減少の種類別明細書	今回お送りした資料を基に令和5年1月2日から令和6年1月1日までの増加資産と減少資産を申告してください。
	資産に増減のない場合	申告書と種類別明細書	申告書の備考欄に「増減なし」と記載して提出してください。
	廃業・解散・転出等された場合	申告書と種類別明細書	申告書の備考欄に「廃業・解散・転出」等の旨とその年月日を記入して提出してください。
初めて申告される方	資産のある場合	申告書と全資産の種類別明細書	令和6年1月1日現在に所有されている資産の全部を申告してください。
	資産のない場合	申告書のみ	申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載して提出してください。
自社電算による全資産申告をされる方		申告書と全資産の種類別明細書	令和6年1月1日現在に所有されている資産の全部を申告してください。
eLTAXによる申告をされる方		藤岡市ではeLTAX(エルタックス 地方税ポータルシステム)による償却資産の申告が可能です。 eLTAX ホームページアドレス <a href="http://www.eltax.jp/">http://www.eltax.jp/</a>	

※ 該当資産の無い場合、前年度申告と変更がない場合でも、申告書は必ず提出してください。

※ 郵送により申告書を提出する方で、控用の返送を希望される場合は、**必ず切手を貼った宛名明記の封筒を同封**してください。なお、**個人番号（マイナンバー）の記載された申告書（控用）の返送を希望される場合は、個人情報が含まれるため簡易書留での返送**となりますので、切手料金にご注意いただき、表面に簡易書留と記載した封筒を同封してください。封筒、切手が入っていない場合は返送できません。

提出・問い合わせ先

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須327番地

藤岡市役所 税務課資産税係

電話0274-40-2836（直通）

# 《 償 却 資 産 の あ ら ま し 》

## 1. 申告していただく資産

令和6年1月1日現在で藤岡市内に所有する資産のうち、土地・家屋以外で事業の用に供することができる資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものです。

- ① 一時的に活動を停止し遊休・未稼働であっても、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産。
- ② 建設仮勘定において経理されている資産であっても、その全部又はその一部が賦課期日（令和6年1月1日）までに完成し、事業の用に供することができる場合も申告の対象になります。
- ③ 企業会計上簿外資産として取扱いされている資産であっても、事業用に供しているもの。
- ④ 償却済資産（耐用年数を経過した資産）
- ⑤ 減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却を行うことができる資産。
- ⑥ 償却資産の修理・改良費等費用は、新たな取得資産として本体部分と分けて申告してください。
- ⑦ 耐用年数1年以上で取得価格が10万円以上の資産。ただし、10万円未満であっても税務会計上固定資産として計上しているものは対象となります。

## 償却資産の種類

固定資産税の課税対象となる償却資産は、以下の6種類に分類されています。（抜粋）

資産種類		主な償却資産
1	構築物（建物附属設備含む。）	看板などの広告設備、煙突、門、塀、駐車場舗装（アスファルト、コンクリート舗装路面）、緑化設備、受変電設備・自家発電設備、庭園 など
2	機械及び装置	金属・印刷・食品等の製造加工機械、ブルドーザー、パワーショベルなどの土木建設機械、ベルトコンベアー、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車機、旋盤、フライス盤、ボール盤、太陽光発電設備 など
3	船舶	漁船、モーターボート、客船 など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、貨車、客車 など
6	工具、器具及び備品	複写機、レジ、机、医療器具、理・美容機器、パチンコ・パチスロ台、自動販売機、両替機、カラオケ機器、応接セット、冷蔵庫、冷凍機、電話設備、エアコン、パソコン など

## 2. 申告する必要がない資産

- ① 商品、貯蔵品等の棚卸資産
- ② 建築設備のうち、家屋で評価するもの（下記の取扱区分表参照）
- ③ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ④ 絵画・骨董品等の「美術品・芸術品」で減価しないもの
- ⑤ 無形固定資産（鉱業権・営業権・特許権・ソフトウェア等）
- ⑥ 耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の資産で、一時に損金に算入されたもの。
- ⑦ 取得価格20万円未満の資産を3年間で一括償却の対象とされたもの

## 3. 主な建築設備の取扱区分表

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備（配線等を含む。）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン・投光器・スポットライト・家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備・配分電盤
電話設備	電話機・交換機等の装置・器具類	配線
電気時計設備	時計・配電盤等の装置・機具類	
火災報知装置	屋外の装置（配線を含む。）	屋内の装置（配線を含む。）
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備・スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線を含む。）	
避雷設備・換気設備・衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備・給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管を含む。）・屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー	家屋と一体となっている設備
厨房設備・洗濯設備	接客の求めに応じる（百貨店・旅館・飲食店・病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー・水直型連続運搬装置	エレベーター・リフト・エスカレーター設備
簡易間仕切り	臨時的・反復的に設置、撤去が可能なもの	床から天井まで密着しているもので、取り外しが困難なもの

## 4. 税率及び税額

税率 100分の1.4  
税額 償却資産の課税標準額×税率

## 5. 免税点

課税標準となるべき額が150万円未満の場合は、免税点未満となり課税されません。  
ただし、申告は必要となります。

## 6. 課税台帳の閲覧

価格が決定されますと償却資産課税台帳に登録し、災害その他の特別な事情のない限り4月1日から5月31日（土曜日・日曜日および祝日を除く）まで課税台帳（名寄帳）を閲覧に供します。土地・家屋の課税内容も確認できますので、是非ご覧ください。

## 7. 償却資産の評価

前年中に取得された償却資産 評価額＝取得価額×（1－減価率/2）  
前年前に取得された償却資産 評価額＝前年度の評価額×（1－減価率）  
※評価額の最低限度は取得価額の100分の5になります。

### 耐用年数に応ずる減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2年	0.684	9年	0.226	16年	0.134	23年	0.095	30年	0.074
3年	0.536	10年	0.206	17年	0.127	24年	0.092	31年	0.072
4年	0.438	11年	0.189	18年	0.120	25年	0.088	32年	0.069
5年	0.369	12年	0.175	19年	0.114	26年	0.085	33年	0.067
6年	0.319	13年	0.162	20年	0.109	27年	0.082	34年	0.066
7年	0.280	14年	0.152	21年	0.104	28年	0.079	35年	0.064
8年	0.250	15年	0.142	22年	0.099	29年	0.076	36年	0.062

## 8. 「先端設備等導入計画」にしたがって取得した資産の課税標準の特例

令和5年度の税制改正に伴い、市商工観光課において先端設備導入計画の認定を受け、その計画にしたがって令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得する資産については、新たな特例措置の対象となります。令和5年3月31日までに取得した資産と特例内容が異なりますので、市ホームページをご確認いただき、必要書類を添えて期日までに申告してください。

申告期限 令和6年1月31日（水）まで